

## 仕 様 書

件 名 老人福祉施設厨房業務委託

1 委託者が受託者に委託する業務は、入所者及び利用者の食事サービス提供業務とし、委託者及び受託者の業務分担は別紙「業務分担区分」のとおりとする。

2 厨房業務委託実施施設及び提供食数等

(1) 白鳥ハイツ (室蘭市白鳥台4丁目8番1号)

施設名	定員	区分	平均食数	予定営業日数
特別養護老人ホーム白鳥ハイツ	100	朝昼夜	9.6	365
白鳥ハイツ指定短期入所生活介護事業所	6	朝昼夜	4	365
デイサービスセンター白鳥ハイツ	35	昼	2.6	298
特養検食分		朝昼夜	1	365
デイ検食分		昼	1	298

(2) エンルムハイツ (室蘭市祝津町3丁目16番32号)

施設名	定員	区分	平均食数	予定営業日数
特別養護老人ホームエンルムハイツ	100	朝昼夜	9.6	365
エンルムハイツ指定短期入所生活介護事業所	10	朝昼夜	7	365
デイサービスセンターエンルムハイツ	31	昼	2.3	298
特養検食分		朝昼夜	1	365
デイ検食分		昼	1	298

(3) 養護老人ホームあいらん (室蘭市祝津町3丁目16番21号)

施設名	定員	区分	平均食数	予定営業日数
養護老人ホームあいらん	80	朝昼夜	7.6	365
検食分		朝昼夜	1	365

(4) かがやき (室蘭市東町4丁目20番8号)

施設名	定員	区分	平均食数	予定営業日数
デイサービスセンターかがやき	37	昼	2.9	298
検食分		昼	1	298

※ 上記食数を基本とし、委託費を試算すること。なお、平均食数及び予定営業日数は参考であり食数を保証するものではありません。

※ 検食分及び保存食分も業務委託経費に含むものとする。

※ 食材料費については、落札業者と単価契約することとし、食材料費の支払いについては、実際

に提供した食数に応じ月ごとに支払うものとする。

※ 提供する食事の形態は、一般食、きざみ・ミキサー食等、栄養補助食品とするが、栄養補助食品は委託者負担とし、食材料費には含まないこととする。

※ 食材料費単価（税別）

特別養護老人ホーム：朝食190円、昼食240円、夕食240円

短期入所生活介護事業所：朝食190円、昼食240円、夕食240円

養護老人ホーム：朝食190円、昼食280円、夕食280円

デイサービスセンター：昼食280円

### 3 調理方法及び作業場所

(1) 調理方法は、白鳥ハイツ及び養護老人ホームあいらん並びにかがやきはクックサーブにより調理すること。

(2) 特別養護老人ホームエンルムハイツは施設栄養士の指示に従いクックチル調理可能な料理はクックチルにより調理すること。加工後の食品は加工日の翌日から4日を超えての提供は行わない。

### 4 食事提供時間

(1) 朝食 7：30

(2) 昼食 12：00

(3) 夕食 18：00

### 5 留意事項

(1) 落札業者(以下「乙」という)は、当法人(以下「甲」という)が定める施設運営上の方針を遵守し、かつ、北海道が別に定める「北海道社会福祉施設給食管理運営指針(平成14年11月29日付地福第863号)」等の関係法令、規則等を遵守すること。

特に、食品の衛生管理、施設設備等の衛生管理には十分留意すること。

(2) 献立は乙で作成することとするが、必ず甲の許可を得ること。

(3) 乙は、甲が開催する給食委員会等関係会議には必ず栄養士1名、調理責任者1名を参加させること。

(4) 乙は、年1回以上定期的に乙が使用する調理業務従事者の健康診断を実施し、その結果を甲に報告すること。

(5) 乙は、毎月1回以上、調理業務従事者の検便を実施し、その結果を甲に報告すること。

(6) 乙は、朝食、昼食、夕食の提供時に、必ず調理責任者1名は配置すること。

(7) 乙は、特別養護老人ホーム白鳥ハイツ、特別養護老人ホームエンルムハイツ及び養護老人ホームあいらんには常勤の栄養士を1名配置すること。

(8) 乙の栄養士は、甲の栄養士との連携を密にして業務にあたる必要があることから、乙は自社の栄養士の配置異動にあたっては、事前に甲と十分協議すること。

(9) 食材の購入にあたっては、室蘭市の地域性や不測の事態の迅速性を考慮し、特に野菜、肉、魚等の生鮮食品については、市内業者から優先的に購入すること。

- (10) 食事の変更は、食事の出る直前でも食事が出た後でも受け付けること。ただし、変更可能な時間については、甲乙協議の上定めることとする。
- (11) 祝日の行事食の費用は、契約金額の中で乙が負担すること。
- (12) 特別養護老人ホームの毎月のお好み食、夕食会等の費用負担については、メニューや提供金額等を勘案し、甲乙協議の上決めるものとする。
- (13) 乙は、多種類の禁食、早出し（約30分前から段階的に）、食器、食事形態等については、甲の指示に従って対処すること。
- (14) 乙の従事者は、毎食、入所者(利用者)が食事をしている間、ホールへ出て食事摂取状況等を観察しながら、入所者(利用者)の顔を覚えるようにすること。
- (15) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びデイサービスセンターの食事の提供については、各々、各施設利用者のニーズに合わせた献立や調理を行い、提供すること。

## 6 代行保証

乙は、やむを得ない事情により、受託業務の全部または一部の遂行が困難となった場合の危険を担保するため、公益社団法人日本メディカル給食協会による代行保証の体制を有すること。  
代行保証者は、乙の業務のすべてを代行するものとする。

## 7 費用の負担区分

### (1) 甲が負担する経費

- ① 調理室及び調理室付帯設備並びに調理機材、食器等の整備または修繕に要する経費
- ② 調理作業及び付帯業務等に係る燃料費及び光熱水費等の経費
- ③ 厨房業務にかかるごみ処理及び害虫駆除に係る経費
- ④ 栄養補助食品

### (2) 乙が負担する経費

- ① 給食材料費及び食品加工費
- ② 乙が使用する調理業務従事者の人件費
- ③ 乙が使用する調理業務従事者の健康診断及び検便等の保険衛生費
- ④ 調理作業及び付帯業務の通信費及び衛生費
- ⑤ 業務経費

\* ただし、上記事項に定めのない経費等については、甲乙協議の上定めるものとする。